

総務委員会

会議録

令和6年11月11日

長崎県議会

# 目 次

## (11月11日【委員間討議】)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席委員 .....	1
3、欠席委員 .....	1
4、委員外出席議員 .....	1
5、経 過	
集中審査の総括について .....	1

1 1 月 1 1 日  
(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年11月11日

自 午後 3時30分  
至 午後 5時16分  
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委員 長	石本 政弘 君
副委員 長	富岡 孝介 君
委員	小林 克敏 君
〃	浅田ますみ 君
〃	松本 洋介 君
〃	吉村 洋 君
〃	坂本 浩 君
〃	大場 博文 君
〃	宮本 法広 君
〃	まきやま 大和 君

3、欠席委員の氏名

湊 亮太 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

— 午後 3時30分 開会 —

【石本委員長】 これより、総務委員会を開会いたします。

本日は、湊委員から公務により欠席の届けが、また、坂本委員から公務により出席が遅れる旨の届けが出ておりますので、ご了承願います。

なお、宮本委員は、オンライン参加となっておりますので、よろしく願います。

会議録署名委員につきましては、坂本委員、大場委員のご両人をお願いいたします。

本日の議題は、「大石知事の政治資金等に関する総務委員会集中審査の総括について」であります。

本件につきましては、9月30日及び10月28日から30日の計4日間にわたり審査を行ってまいりました。延べ9名の参考人の方々に出席いただき、様々な疑義について明らかにすべく努力し、論議を尽くしてまいりました。

つきましては、この集中審査を総括するに当たり、皆様からのご意見をお伺いしたいと存じますが、協議につきましては委員会を協議会に切り替えて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ご異議ないようですので、ただいまより、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時32分 休憩 —

— 午後 4時58分 再開 —

【石本委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

これまでの4日間の委員会集中審査を受けまして、それぞれ皆様方からご意見がございましたら、いただきたいと思います。

【小林委員】 結構時間がかかって、みんなそれぞれ意見があつて、なかなかしつかりした意見が出たんじゃないかと思いますが、私自体の個人の考え方としては、参考人の方々に、それなりの何とか真実を語ってもらったと。なぜならば、その担当された方しかわからんようなことが証言されたということで。

例えば2,000万円も、コンサルタントから電話

が入ってきて、そこに誰と誰がいたと、こういう中で架空計上するというので話がありました。そういうことを知事とも確認しながら、そういう計上をしたと、だから二重計上ではない、ミスではないと、こんなことも明らかになっていますよね。

286万円についても、12月までは知らなかったと言うけれども、6月には、自分の秘書の何とかという県議会議員を、担当の病院まで行かせて、そうやっていろいろ謝罪をしに行く。その時に、200万円のお金をいただいているとかということ、知らなかったとかね、そんな内容がね、つじつまの合わぬようなことを平気で言っているということで、どうもね、やっぱりこうね。

説明責任ということが言われるけれども、説明責任とは一体何なのかと、何をもちて説明責任と言うのかと。知事に言わせれば、知事は知事なりに、自分の説明責任は果たしている。

ただ、我々が求めている、そういう説明責任とは一体何かと、それはもう真実の一つと、本当のことをしゃべってもらわんと、参考人の言うことと知事がおっしゃることは相当な乖離があるよと、こういうことでは疑惑はさらに高まっていくのみと、こういうような形の中で、やっぱり報道関係の皆さん方も熱心に、おかげさまで報道をしていただいていると。

こういうことの中から、やっぱり県議会として、県民の皆様方の、我々自体が正しいことをお伝えしなければいけないと、そういう立場の議会ということを見ると、それをそれなりにやらせていただいているんじゃないかと、こういう感じをするわけですね。ですから、そういう点からしてみても、やっぱりね、知事に対する疑惑はさらに高まったと。

しかしながら、今の状況では、どんなに違うことを知事がおっしゃっても、もっと極端に言えばおっしゃっても、何らそこで法的な強制力はないと。だから、意見が食い違ったまままで終わるといことが、果たして県民の皆様方にどう説明をすればいいのかと、これがわからんというのが現状であると。

それから、いろんな妨害がはびこってきたと。何か知らんけれども、そうやって仙台あたりに住んでいるある方から、何か妨害文書みたいなものをつくって、どうもこれは素人が書いたものじゃないと、これはどこかの弁護士が書いたものじゃないかと、いろいろ真実を調べていけば、なんとね、これに知事の関与が疑われていると。

そして、知事の弁護士が文章を書いて、夜中の3時だ、4時だと、こういうところで記者クラブとか議会事務局のファクス番号にそうやって、今言うような、調べてみれば知事が、関与が疑われている。また、知事の弁護士の関与が疑われていると。ああいう文書は、素人で書くことができないということで、どうもそういうことが漏れ伝わってきているとか。

あるいは、元国会議員というやつが、何かそうやって、ある報道機関に、あんまりそんなことを書くなと、こういうような類のことをね、何か言ってきたかのような、そんな話も漏れ伝わってくる。とんでもない話であって、一体、おかしいと。

それから最後に、メールとかLINEとかというのが偽物じゃないかと。メールとかLINEが偽物じゃないかと。これに対して、委員長と副委員長が確認をしてもらったと。それはやっぱり作り上げたうそのものではないと、これは真実だというようなことが明らかになったという

ことも申し上げて。

今の状況の中で、何ら強制力も持たない状況の中でいろいろと、どんなに参考人を呼んでも、また知事にどんなに尋ねても、その証拠は全然認められないということで、こんな状況の中で果たして県民の皆様方の期待に我々が応えることができるのかと、そういう点から考えれば、やっぱり強制的な、強制力を持った今後のやり方を考えんといかんじゃなかろうかと、そんなことを考えます。

以上です。

【石本委員長】 ほかにございませんか。

【松本委員】 4日間、集中審査ということで、9名の参考人に出席していただいた中で、やはり大きかったのは、今まで知事が発言されていたことと違う意見が出てきたということが、新たな真実として、参考人の意見として出てきたというのは、集中審査をしたことによってわかったことで、その中で、双方の意見が平行線のまま埋まらないということは、これはもう本当に。

知事の説明責任が当初の目的だった中で、もう一つ、委員長がおっしゃった事実関係の確認という面では、今までなかったものが出てきた部分はしっかりと取りまとめてしていく中で、最後の取りまとめの中で、これは刑事訴追されていることだから、ここは検察の判断もまだ出てない中で、やはり委員会としての限界は否めないのかなというふうに思います。

ただ、新たな事実が出たことは確かだし、やはり議会として県民の方々に対して、私たちがチェックする立場としては、真実を明らかにしていくための努力というのは今後も続けていく必要はあると思います。

ただ、時間も限られていますし、そういった

中で、今後のことについては、この協議の内容を会派の議員の方がまだ知らないの、しっかり各会派に持ち帰って、今後、議会としてどうやるべきか、どう対応すべきかということ、持ち帰ってしっかり協議した上で、それぞれ今後のことを判断していただきたいと思います。

以上です。

【石本委員長】 ほかに。

【浅田委員】 今回に関しましては、本当に多くの参考人の方々が、様々な脅迫めいたLINEがあったりとか、電話があったりとかするようなかでお受けいただいて証言をしていただいたということは、この集中審査を4日間やった意義でもあるかと思えます。

しかしながら、そこでどうしても知事側との意見が合わなかった部分、まだまだ全面的に事実確認ができていないというふうな状況で終わったところは非常に残念かなと思います。

参考人の方が、「真実の一つです」というようなことを述べておられましたけれども、そこに至らなかったのは残念かなというところと、私たちのこの集中審査が終わった後にも、様々なまた新たな証拠なり証言なりが出てきております。ということは、まだまだそういったことをしっかりと議論していく必要があるのではないか。例えばコンサルタント料が一切払われていなかったというようなことも、実態としてどうなのか、そういったところをもう少しきちんと盛り込んでいただきたいなと思えますし。

私たち議会としては、本当に議会規則の中にも書かれておりますけれども、知事との関係性という意味においては、知事と常に緊張感のある状況の中において議論を進め、知事自身の事務の監視というものもやっていかなければいけないということがありますし、それはなぜかと

いうと、県勢の発展のためにということがあります。

長崎県議会議員のお一人おひとりが、今後しっかりとこの問題に向き合っていて、県民の方に理解、そして信頼を得ていただけるような、まだ先をつくっていく必要があるのではないかなど。これで終わりでは、決して説明責任を果たしたとは、私たち政治家一人ひとりも言えないのではないかなどというふうに思った次第です。

以上です。

【石本委員長】 ほかにございませんか。

【吉村委員】 先ほど大分話したので、ここでもうともないんですけど、まあ、この委員長提案の案を見て、総務委員会での集中審査ということについてのある程度の、参考人としてしか呼べない、強制力がない、罰則もないという中で、ご協力いただいた参考人には大変ありがたかったんですが、そこら辺を考えると、これからも当然委員会でまだ調査をするべきだという意見があれば、その後、今回、以前から、途中からですね、審査の途中から新たに出てきた事実も、事実というか証拠もあるわけです。ですから、そういうことで調査をずっと続けるということもやぶさかじゃないんですけど、やはりもうちょっとこの調査の効果を出すというか、一方側のね、これを事実ではないとする方の意見というか回答が全く出てこない、そういうことの中で、その一方の証言はどんどん出てきたわけですね。

だから、そこら辺も含めて、やっぱり継続していく必要がある。ただ、委員会ではなかなか、そこら辺がどうなのかということも出てくるのでですね、やっぱりそこら辺は百条委員会設置も含めて今後検討していかんばいかんとやる

うと。ただ、それは県議会全体で考える話でもあるので、それぞれに検討をしていただきたいと。

これまで4回の調査を行ってきましたが、286万円の借入れについて、これが2年後に寄附に変更された。それで、知事の回答、参考人の回答はですね、もらうべきではないと思って、自分が知った同年、選挙の年の12月に知ったので、それからすぐ戻したということは、証言が合わないんです、全く。寄附で受け取ったなら合うんですけど、時間的には、時系列で合わない。借入れをしとったなら、戻せばいいだけの話ですから、実際に利息までつけて戻しとるのに、それを2年後に寄附に変更するというのは、あまりにも合わなさ過ぎると。

2,000万円についてもそうですよ。二重計上と言うけれども、それなら、医師会の金融機関から借りた2,000万円は当然、選挙費用に入れて使っているわけですが、その2,000万円とすると、返済スキームが違うんですよ、証言で得られたスキームと。これも合わないわけです。いろいろそういうのが、これはもう政治資金規制法なり、公職選挙法なりに抵触していくわけですよ。そういう重いところがあるのでですね、これをここでもう一定整理して終わるといふわけにはいかないと。それが、県民の代表たる県議会議員の我々がやらなければいけない務めだと思っております。

そういうことも委員長報告には載せていただいて、大体、先ほどの話で委員会の委員の皆様方の考え方の方向性としては、そのように大体一致していると感じましたので、そこら辺を報告していただければありがたいと思います。（発言する者あり）

【小林委員】 いろいろと審議をして、いろいろ

尽くしたということが言えないのは、やっぱりね、いろいろ疑惑の真ん中、中心にいらっしゃるあるコンサルタントが、出席を求めたけれども、全然出てくる気配がないと。知事が雇ったコンサルタント。そういうことで、本来ならば、真相究明ということを考えるならば、コンサルタントはやっぱり出てこんといかんと。また、出てくるために、それなりの対応を知事にはしていただかなければいけないと。それがなかったことは極めて、この審査の内容を、もうひとつ明らかにすることができなかつたことは残念と。

ただし、参考人からは資料がいっぱい出てくるけれども、それは違うというような反対する、反対の意見が、資料が、また証拠が、知事側から出てこないということについては、全くもって不満であると、こういうことを申し述べたいと。

【吉村委員】 さっきからありよつたね、妨害が頻発、脅迫とか、やらせ抗議文、電話による脅迫とかね。そういうのはもうね、由々しき事態と思いますよ。だからやっぱりね、そこには毅然として立ち向かわんといかんとと思います。

特に、やらせの抗議文なんていうのも、これが、そのファクスを出した本人からの意見とかがあるので、その事実確認もしてもらいたいと思いますし。

LINE等がどうなのかと、その相手側というか、これは事実じゃないんだと言う方からは、偽物だとか、作りものだとかという意見が出るんですけども、まあ、2日目かに来ていただいた参考人、弁護士の方ですが、その方からは、LINEとかメールとかについては、その真実相当性は認められるんだということで、（発言する者あり）3日目やったか、証言していた

いただいたのでですね、そこら辺はもう疑う余地はないと思いますので、そこら辺も考慮に入れていただきたいというところです。

【石本委員長】 それでは、それぞれ委員の皆様からのご意見を踏まえて、11月定例会で委員長報告を行い、総括したいと考えますが、その前に一旦、今日のご意見をまとめたものを各会派に持ち帰っていただきまして、報告し、今後のあり方についてはまた別途ですね、検討していただくという方向でまとめたいというふうに考えておりますが、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 それでは、今申したように、総括等をしたいと考えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 委員長報告の内容につきましては、正副委員長へご一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 それでは、ご異議ないようですので、そのようにいたします。

ほかに協議すべきことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ほかにないようですので、これをもちまして、本日の総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----  
-----  
— 午後 5時16分 閉会 —  
-----

分 科 会 長                    石 本 政 弘

副        会        長                    富 岡 孝 介

署 名 委 員                    坂 本            浩

署 名 委 員                    大 場            博 文

---

書 記            川 村            恵

書 記            阿比留        祐太郎

速 記            (有)長崎速記センター